

株主各位

第35回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示情報

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

株式会社プレステージ・インターナショナル

※上記の内容につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載する方法により株主の皆様にご提供しております。

新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2013年6月25日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

- ・新株予約権の数

65個（新株予約権1個につき800株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

52,000株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 117,700円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 800円（1株当たり 1円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2013年7月12日から2043年7月11日まで

- ・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

- ・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	40個	32,000株	1名

2014年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

138個（新株予約権1個につき400株）

・新株予約権の目的である株式の数

55,200株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 85,400円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 400円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2014年9月18日から2044年9月17日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	60個	24,000株	1名

2015年7月16日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

202個（新株予約権1個につき400株）

・新株予約権の目的である株式の数

80,800株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 107,400円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 400円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2015年8月1日から2045年7月31日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	128個	51,200株	1名

2016年7月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

220個（新株予約権1個につき400株）

・新株予約権の目的である株式の数

88,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 157,100円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 400円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2016年8月4日から2046年8月3日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	147個	58,800株	2名

2017年7月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

251個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

50,200株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 115,200円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 200円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2017年8月4日から2047年8月3日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	170個	34,000株	2名

2018年8月20日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

155個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

31,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 118,400円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 200円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2018年9月5日から2048年9月4日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	155個	31,000株	2名

2019年7月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

158個（新株予約権1個につき200株）

・新株予約権の目的である株式の数

31,600株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 164,500円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 200円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2019年8月2日から2049年8月1日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	158個	31,600株	2名

2020年8月19日開催の取締役会決議による新株予約権

(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

467個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の数

46,700株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 90,800円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 100円（1株当たり 1円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

2020年9月4日から2050年9月3日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

ロ 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	467個	46,700株	2名

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ③ その他新株予約権等の状況

2013年2月15日開催の取締役会決議による新株予約権
(2021年3月31日現在)

- ・新株予約権の数

7,051個（新株予約権1個につき800株）

- ・新株予約権の目的である株式の数

5,640,800株

- ・新株予約権の払込金額

1個当たり 500円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 83,200円（1株当たり 104円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- ・新株予約権を行使することができる期間

2013年3月16日から2023年3月15日まで

- ・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

(a) 当社又は子会社を任期満了により退任した場合

(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

ロ 割当日から新株予約権の行使期間の満了日至るまでの間に、主たる証券取引所における当社普通株式終値の1月間（当日を含む

直近の20営業日) の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも、上記に定める行使価額（新株予約権の行使時の払込金額）に15%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である2023年3月15日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や証券取引所の定める諸規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ハ 上記ロに該当した日以後において、上記イに定める場合以外の理由により当社又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記ロの定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

ニ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	317個	253,600株	18名
子会社の役員	10個	8,000株	1名

2014年8月18日開催の取締役会決議による新株予約権
(2021年3月31日現在)

・新株予約権の数

5,000個（新株予約権1個につき400株）

・新株予約権の目的である株式の数

2,000,000株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 500円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 83,200円（1株当たり 208円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を使用することができる期間

2014年9月18日から2024年9月17日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を使用することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

(a) 当社又は子会社を任期満了により退任した場合

(b) 定年退職その他正当な理由がある場合

ロ 割当日から新株予約権の行使期間の満了日に至るまでの間に、主たる証券取引所における当社普通株式終値の1月間（当日を含む直近の20営業日）の平均株価（1円未満切り上げ）が一度でも、上記に定める行使価額（新株予約権の行使時の払込金額）に25%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての新株予約権を、行使期間の満了日である2024年9月

17日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や証券取引所の定める諸規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

ハ 上記ロに該当した日以後において、上記イに定める場合以外の理由により当社又は子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれの地位をも喪失することとなるときは、上記ロの定めにかかわらず、退任もしくは退職の日までに、当該時点において残存する新株予約権のすべてを行使しなければならない。

ニ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の行使は認めない。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	329個	131,600株	36名
子会社の役員	87個	34,800株	3名

2021年2月17日開催の取締役会決議による新株予約権
(2021年5月10日現在)

・新株予約権の数

5,731個（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の目的である株式の数

573,100株

・新株予約権の払込金額

1個当たり 2,000円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 80,300円（1株当たり 803円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

イ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切り上げる。

ロ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イの資本金等増加限度額から上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を使用することができる期間

2023年7月1日から2026年10月15日まで

・新株予約権の行使の条件

イ 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社又は子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権行使することはできないものとする。ただし、次に定める場合はこの限りではない。

（a）当社又は子会社を任期満了により退任した場合

（b）定年退職その他正当な理由がある場合

ロ 新株予約権者は以下の各号に定める条件を充たしていた場合、それぞれに定められた割合を上限として新株予約権行使することができる。

（a）2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益が70億円を超過した場合 権利行使割合50%

(b) 2022年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度における当社の営業利益が80億円を超過した場合 権利行使割合100%

なお、当該営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切でないと当社が判断した場合、合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。

- ハ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
ニ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

・保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
当社使用人	4,968個	496,800株	274名
子会社の役員	190個	19,000株	2名
子会社使用人	573個	57,300株	51名

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
プレステージ・インターナショナルグループ（以下、「当社グループ」という。）の行動規範に基づき、コンプライアンス規程を制定し、取締役の法令及び定款違反行為を未然に防止するとともに、必要に応じて外部の専門家に助言を求めるものとする。また代表取締役を中心とした取締役同士の相互補完により、監視体制を強化するものとする。併せて当社のリスク・コンプライアンス委員会を代表取締役の諮問機関とし、当社グループ全体のリスクやコンプライアンス全般に関する事項について、内部統制の構築を推進するものとする。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書取扱規程に基づき、総務管理部を主管として、適切に保存及び管理を行うものとする。
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する機関として、代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、同委員会においてリスク管理の方針の決定、リスク管理規程の整備、運用状況の検証、危機発生時の対応、その他リスク管理全般に関する事項について整備を行うものとする。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じ隨時開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。
- ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの行動規範に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、グループ会社の内部統制の有効性並びに妥当性を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、グループ会社の運営を管理、指導するものとする。グループ会社の取締役等はグループ会社管理規程に従い、自らの職務の執行にかかる事項を適宜報告するものとする。また、内部監査室は、グループ会社の業務の状況について、定期的に監査を行うものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社では、監査役及び監査役会がその職務を補助する使用者を置くことを求めた場合は、直ちに監査役及び監査役会を補助する部署として監査役室を設置し、その構成員を監査役及び監査役会を補助すべき使用者とし、監査役及び監査役会がグループ経営戦略本部と協議の上、選任した使用者を監査役室員として監査役及び監査役会の業務を担当させるものとする。

- ⑦ 前項の使用者の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役室員としての使用者の取締役からの独立性を確保するため、当該使用者の人事異動・評価等を行う場合には、グループ経営統括本部は予め監査役及び監査役会に相談し、監査役及び監査役会の意見を重視することとし、監査役及び監査役会の指示に従い、必要に応じて当社グループ内の監査を行う権限を与えるものとする。

- ⑧ 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用者が当社の監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに当社の監査役及び監査役会に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、当社の監査役及び監査役会に対する報告事項について実効的且つ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、当社の監査役及び監査役会に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、当社の監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

- ⑨ 監査役設置会社の監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するときなど所要の費用を請求するときは、監査役又は監査役会の求めに応じて適切に処理するものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保並びに金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価するとともに評価結果を取締役会に報告するものとする。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- 1) 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力に対するマニュアル」を整備するとともに、弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
- 2) 反社会的勢力に関する部署を総務管理部とし、情報の収集及び関係部署との情報の共有を図り対処を行うものとする。また、不当要求防止責任者を設置し、平素から所管警察署と良好な関係維持に努め、反社会的勢力との関係遮断に取り組むものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要是、次のとおりであります。

- ① 取締役会及び監査役会を定期的に開催し、開催に際しては社外役員を含め、資料を事前に共有するなどの方法により、意思決定と監督の実効性を確保しております。また一部の重要案件については、取締役会、監査役会に先立って社外取締役及び監査役による検討会を必要に応じて開催し、独立した立場から討議を行う場を設けております。
- ② 代表取締役の諮問機関であるリスク・コンプライアンス委員会を中心にグループ全体のリスク管理、及びコンプライアンスに関する事項の確認を定期的に行い、結果を取締役会に報告しております。また、情報セキュリティ等に関する研修を実施し、コンプライアンスの向上を図っております。
- ③ 内部監査部門は、監査役と協議・調整のうえ当社及びグループ会社に対して監査を実施し、グループにおける業務執行の適正性を確認しております。
- ④ 当社グループにおいては、内部通報規程を制定し、外部通報窓口を含めた内部通報体制を整備しております。また、必要に応じて制度の見直しを行い、より適切な内部通報制度の構築に努めております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日 期首残高	1,494,958	2,765,437	23,489,887	△248	27,750,035
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	7,784	7,784			15,568
剩 余 金 の 配 当			△896,312		△896,312
親会社株主に帰属する当期純利益			2,968,520		2,968,520
連結子会社の増資による持分の増減		△1,199			△1,199
連結子会社の自己株式取得による持分の増減		△11			△11
従業員奨励福利基金			△715		△715
連 結 範 囲 の 変 動		86			86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	7,784	6,573	2,071,579	—	2,085,936
2021年3月31日 期末残高	1,502,742	2,772,011	25,561,466	△248	29,835,971

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
2020年4月1日 期首残高	212,011	289,203	501,215	111,285	1,539,331	29,901,867
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行						15,568
剩 余 金 の 配 当						△896,312
親会社株主に帰属する当期純利益						2,968,520
連結子会社の増資による持分の増減						△1,199
連結子会社の自己株式取得による持分の増減						△11
従業員奨励福利基金						△715
連 結 範 囲 の 変 動						86
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	295,289	285,822	581,111	42,089	277,856	901,057
連結会計年度中の変動額合計	295,289	285,822	581,111	42,089	277,856	2,986,994
2021年3月31日 期末残高	507,301	575,026	1,082,327	153,375	1,817,187	32,888,861

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	36社
・連結子会社の名称	㈱プレステージ・コアソリューション ㈱プレステージ・グローバルソリューション ㈱プレステージ・ヒューマンソリューション タイム・コマース(㈱) ㈱プレミアアシスト ㈱プレミアアシスト・ネットワーク ㈱プレミアライフ ㈱イントラスト ㈱プレミアIT&プロセスマネジメント ㈱プレミア・クロスバリュー ㈱プレミアロータス・ネットワーク ㈱プレミア・ケア ㈱プレミアビジネステクノロジー ㈱プレミア・エイド ㈱プレミア・インシュアランスパートナーズ ㈱プレミア・インシュアランスソリューションズ ㈱PI・EISインシュアランステクノロジー Prestige International USA, Inc. Prestige International U.K. Ltd. PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL LTDA. PRESTIGE INTERNACIONAL MÉXICO LTDA Prestige International (S) Pte Ltd. P. I. PHILIPPINES, INC. JAPANESE HELP DESK INC. 普萊斯梯基（上海）諮詢服務有限公司 PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., LTD. Prestige International (HK) Co., Limited 臺灣普萊斯梯基有限公司 PRESTIGE INTERNATIONAL AUSTRALIA PTY LTD.

P. I. PRESTIGE INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED

JHD MED-AID INC.

P. I. PRESTIGE INTERNATIONAL (CAMBODIA) CO., LTD

P. I. Myanmar Pte Limited

PRESTIGE INTERNATIONAL (M) SDN BHD

P. I. Assistance (Thailand) Co., Ltd

PRESTIGE INTERNATIONAL VIETNAM Co., Ltd

PRESTIGE INTERNATIONAL (M) SDN BHD、㈱PI・EISインシュアランステクノロジーは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

P. I. Assistance (Thailand) CO., LTD、PRESTIGE INTERNATIONAL VIETNAM Co., Ltdを当連結会計年度より新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(株)AppGTは清算結了したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数

2社

・主要な会社等の名称

㈱プレミアペットアシスト

PI INSURANCE TECHNOLOGY SINGAPORE INC

非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、非連結子会社としております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数

2社

・主要な会社等の名称

㈱プライムアシスタンス

㈱ファースト リビング アシスタンス

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称

㈱プレミアペットアシスト

PI INSURANCE TECHNOLOGY SINGAPORE INC

㈱マッシュアップブレイン

各社の当期純損益(持分に見合う額) 及び利益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

①連結子会社のうち、普萊斯梯基(上海)諮詢服務有限公司、PRESTIGE INTERNACIONAL DO BRASIL LTDA.、PRESTIGE INTERNATIONAL MEXICO LTDA及びP. I. PRESTIGE INTERNATIONAL (CAMBODIA) CO., LTDの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、

同決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

②連結子会社のうち、P.I Myanmar Pte Limitedの決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

原材料及び貯蔵品

ハ. デリバティブ取引

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
ソフトウエア

自社利用のソフトウエア

社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計上しております。

また、在外連結子会社については、主として特定の債権について、その回収可能性を勘案した所要見積額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ハ. 保証履行引当金

保証債務の保証履行に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

ロ. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用処理しております。

ハ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。

二. のれんの償却方法及び

のれんの償却については、個々の実態に応じた期間に亘り均等償却しております。ただし、重要性が乏しいものについては一括償却しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

6. 追加情報に関する注記

2020年末頃から再び世界的に新型コロナウイルスの感染が拡大しておりましたが、欧米で新型コロナウイルスのワクチンが普及するなど、明るい兆しが見えてまいりました。一方で、インドを中心にアジア諸国の一帯では感染者数が増加しており当社グループの海外事業においては、サービスを利用するお客様が減少するなどの影響があり、限定的ではあるものの引き続き2022年3月期も影響を受ける見込みであります。国内事業においては、2020年4月の緊急事態宣言でサービスを利用するお客様が一時的に減少いたしましたが、その後回復基調を続けており、2021年1月および2021年4月に東京を中心に再び緊急事態宣言が発令されたものの、事業に重要な影響を及ぼす事象は発生していないことから、当社グループ全体の繰延税金資産の回収可能性の判断や減損損失の判定など、会計上の見積りに与える影響は軽微であると仮定しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

ロードアシスト事業を行うための最低保証金として、定期預金5,010千円を預けております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,613,733千円

(3) (2) の有形固定資産の減価償却累計額の中には減損損失累計額が含まれております。

(4) 圧縮記帳

国庫等補助金により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	1,863,845千円
構築物	144,967千円
工具、器具及び備品	193,483千円
ソフトウエア	158,813千円
その他の無形固定資産	9千円

(5) 保証債務

ワラント事業における家賃保証業務等に係る保証極度相当額は次のとおりであります。

家賃保証業務等	217, 581, 214千円
---------	-----------------

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	128, 036, 200	95, 600	—	128, 131, 800

(注) 発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加95, 600株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	448, 124千円
・1株当たり配当金額	3. 5円
・基準日	2020年3月31日
・効力発生日	2020年6月30日

ロ. 2020年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	448, 188千円
・1株当たり配当金額	3. 5円
・基準日	2020年9月30日
・効力発生日	2020年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2021年5月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・株式の種類	普通株式
・配当金の総額	448, 458千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当金額	3. 5円
・基準日	2021年3月31日
・効力発生日	2021年6月10日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

	2013年2月15日 取締役会決議分	2013年6月25日 取締役会決議分	2014年8月18日 取締役会決議分	2014年8月18日 取締役会決議分	2015年7月16日 取締役会決議分	2016年7月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	261,600株	32,000株	24,000株	166,400株	51,200株	58,800株
新株予約権の残高	327個	40個	60個	416個	128個	147個

	2017年7月19日 取締役会決議分	2018年8月20日 取締役会決議分	2019年7月17日 取締役会決議分	2020年8月19日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	34,000株	31,000株	31,600株	46,700株
新株予約権の残高	170個	155個	158個	467個

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループの所要資金調達は、大きく分けて運転資金及び設備投資資金の調達となっております。運転資金は自己資金で大部分が賄われており、不足部分を短期借入金で賄っております。また、設備投資資金は通常発生するものに関しては、自己資金で大部分が賄われておりますが、大型の設備投資資金に関しては、財務の健全性から一部を長期借入金で調達しております。余剰資金は、短期的な銀行預金ないし安全性の高い債券等に限定して運用しております。デリバティブ取引は、事業活動上生じる金融の市場リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、立替金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建での営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建での有価証券及び投資有価証券は、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権については、営業管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引に関しては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、財務経理部門が決裁者の承認を得て行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。 ((注) 2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	16,310,272	16,310,272	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,027,637	4,027,637	—
(3) 立替金	4,323,096	4,323,096	—
(4) 投資有価証券	4,379,724	4,379,724	—
資産計	29,040,730	29,040,730	—
(1) 未払金	2,511,985	2,511,985	—
(2) 前受金	3,135,422	3,135,422	—
(3) 長期借入金 ((※1))	500,000	500,000	0
負債計	6,147,408	6,147,408	0
デリバティブ取引 ((※2))	26,854	26,854	—

((※1)) 1年内返済予定額を含めております。

((※2)) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 立替金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	65,257
関係会社株式	1,502,418

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、(4) 投資有価証券には含めておりません。

保証債務契約については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価の注記を省略しております。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定期額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	16,310,272	—	—	—
受取手形及び売掛金	4,027,637	—	—	—
立替金	4,323,096	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	—	200,000	100,000	—
合計	24,661,006	200,000	100,000	—

	1年以内 (米ドル)	1年超 5年以内 (米ドル)	5年超 10年以内 (米ドル)	10年超 (米ドル)
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	—	7,000,000	13,000,000	8,000,000
合計	—	7,000,000	13,000,000	8,000,000

4. 借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	—	—	—	—	—	—
長期借入金	250,000	250,000	—	—	—	—
合計	250,000	250,000	—	—	—	—

10. デリバティブ取引に関する注記

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	771,747	—	26,854	26,854
	合計	771,747	—	26,854	26,854

(注)時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 241円30銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 23円18銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
2020年4月1日 基首残高	1,494,958	887,643	176,195	1,063,839	12,283,747	12,283,747	△248 14,842,297
事業年度中の変動額							
新株の発行	7,784	7,784		7,784			15,568
剰余金の配当					△896,312	△896,312	△896,312
当期純利益					1,130,090	1,130,090	1,130,090
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	7,784	7,784	—	7,784	233,778	233,778	— 249,346
2021年3月31日 基末残高	1,502,742	895,428	176,195	1,071,623	12,517,525	12,517,525	△248 15,091,643

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 債 証 券	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日 基首残高	242,952	242,952	111,064	15,196,314
事業年度中の変動額				
新株の発行				15,568
剰余金の配当				△896,312
当期純利益				1,130,090
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	255,319	255,319	42,310	297,630
事業年度中の変動額合計	255,319	255,319	42,310	546,976
2021年3月31日 基末残高	498,272	498,272	153,375	15,743,290

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示をしております。

個別注記表

1. 繼続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

なお、時価のあるその他有価証券のうち「取得原価」と「債券金額」の差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47年
構築物	10～20年
機械及び装置	4～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

- ② 無形固定資産
(リース資産を除く)
・ソフトウエア 利用可能期間（2年～5年）に基づく定額法
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 事業損失引当金 子会社の事業に伴う損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 繰延資産の処理方法
株式交付費 支出時に全額費用処理しております。
- ② 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
3. 会計方針の変更に関する注記
該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

市場価格のない関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式2,185,245千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

市場価格のない関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としておりましたが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて減損処理を実施しています。

実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられるかどうか判断するにあたって、発行会社の財政状態、経営成績、中期事業計画の実行可能性に影響するその他特定の要因、発行会社が事業を行っている産業の特殊性、実質価額の回復が十分に見込まれる期間まで当社グループが保有し続けることができるか否か等を考慮しますが、時には見積りや予測を必要とします。

②主要な仮定

見積りの基礎となる中期事業計画における主要な仮定は、既存顧客への販売額（定額又は単価に件数を乗じた金額）、将来における獲得見込みの顧客への販売額（定額又は単価に件数を乗じた金額）になります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である既存顧客への販売額（定額又は単価に件数を乗じた金額）、将来における獲得見込みの顧客への販売額（定額又は単価に件数を乗じた金額）については、不確実性が高く、今後の発行会社の継続的な経営成績の悪化や経済環境の変化等によっては実質価額の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられないと判断されることもあり、その場合、翌事業年度の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

ロードアシスト事業を行うための最低保証金として定期預金5,010千円を預けております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

4,052,839千円

(3) 圧縮記帳

国庫等補助金により取得した資産につき取得価額から控除されている圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物	1,816,635千円
構築物	144,967千円
工具、器具及び備品	191,774千円
ソフトウエア	126,384千円
その他の無形固定資産	9千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	1,369,590千円
② 長期金銭債権	98,949千円
③ 短期金銭債務	1,722,929千円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引高	11,000,819千円
② 営業取引以外の取引高	978,570千円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	708	—	—	708
合計	708	—	—	708

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

投資有価証券評価損	108,240千円
株式報酬費用	46,849千円
未払費用	23,072千円
未払事業税	6,914千円
賞与引当金	164,922千円
貸倒引当金	97,163千円
確定拠出年金移管額	7,387千円
事業損失引当金	205,473千円
資産除去債務	469,805千円
減損損失	2,411千円
その他有価証券評価差額金	401千円
その他	12,178千円
評価性引当額	△895,409千円
繰延税金負債と相殺	△249,410千円
繰延税金資産の純額	—

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	379,660千円
その他有価証券評価差額金	220,307千円
繰延税金資産と相殺	△249,410千円
繰延税金負債の純額	350,557千円

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金 (千円)	議決権等の 所持(被所有)割 合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株プレミアIT&プロセスマネジメント	51,000	直接所有 100.0	経営管理 資金の寄 出向者の転 出	資の返 金済 (注1)	10,000	短期借入金	630,000
					金利の支 払 (注1)	242	—	—
					出向者分担金 の受 取 (注5)	262,115	未収入金	22,636
子会社	株プレミアアシスト	100,000	直接所有 100.0	経営管理 出向者の転 出役員の兼任	資の貸 付 (注2)	240,000	短期貸付金	80,000
					金利の受 取 (注2)	3,942	長期貸付金	640,000
子会社	株プレミア・エイド	50,000	直接所有 100.0	出向者の転出	出向者分担金 の受 取 (注5)	130,859	未収入金	17,333
子会社	株プレミアアシストネットワーク	50,000	直接所有 100.0	経営管理 資金の寄 出向者の転 出	出向者分担金 の受 取 (注5)	230,333	未収入金	49,601
子会社	株プレステージ・ グローバルソリューション	100,000	直接所有 100.0	経営管理 出向者の転 出役員の兼任	財務代行	—	未払金	368,424
子会社	株プレミアビジネ ステクノロジー	27,500	直接所有 100.0	出向者の転出 業務委託	出向者分担金 の受 取 (注5)	297,890	未収入金	30,894
					業務委託料の 支 払 (注6)	207,430	未払金	35,819
子会社	株プレステージ・ ヒューマンソリューション	25,000	直接所有 100.0	出向者の転出 資金の寄 託	資の借 入 (注1)	20,000	短期借入金	340,000
					金利の支 払 (注1)	122	—	—
子会社	株プレステージ・ コアソリューション	100,000	直接所有 100.0	経営管理 業務の委 託	経営管理料の 受 取 (注4)	385,702	未収入金	560,073
					設備利用料の 受 取 (注4)	944,157		
					配当金の受 取 (注3)	1,040,000		
					出向者分担金 の受 取 (注5)	7,112,166		

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資額(千円)	議決権等の 所持(被所有)割 合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社員	八久保 勝也	—	被所有 直接 0.1	子会社取締役	業務委託料の 支払 (注6)	14,400	—	—
当社員	中山 克哉	—	被所有 直接 0.1	当社執行役員	新株予約権の 行使 (注7)	10,150	—	—

- (注) 1. 当社は、国内グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）を導入しており、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。なお、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 貸付資金については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は10年内の分割返済しております。
3. 配当金の受取については、剰余金の分配可能額を基礎として合理的に決定しております。
4. 経営管理料の受取及び設備利用料の受取については、当社の運営費用及び業務内容を勘案した上で決定しております。
5. 出向者分担金の受取については、出向者に係る人件費相当額としております。
6. 業務委託料の支払については、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
7. 2013年2月15日開催の当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプション及び2014年8月18日開催の当社取締役会の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 121円67銭
 (2) 1株当たり当期純利益額 8円82銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

該当事項はありません。